

1 給料ヲ解雇年者ニ充テ  
 2 會社ニ職ニ對シ前記未拂給料及年者ノ外  
 總額金貳千圓也ノ特別年者ヲ支給スルモノトス  
 3 會社ハ社員ニ對シ前記給料及年者ノ外總額  
 金參百圓也ノ特別年者金ヲ支給スルモノトス  
 4 前記特別年者金ノ收受ハ觀見工場ニ於テ各自  
 ニ支拂フモノトス  
 5 職ニハ暴露ニテ揚子持チ有ラル諸機械器具材料  
 及借受ケタル諸道具ハ昨五月十四日中ニ返還シテ  
 揚子退散スルモノトス  
 6 職ニハ本事件解決ニ依リ雇傭契約解除セ  
 ラル事ヲ承認スルモノトス  
 社長 井岡

1 前記牙一項及牙二項ニ規定スル未拂給料及年  
 者金ハ前記牙二項ニ規定セル條件完了シタル上  
 收受スベキモノトス  
 組ニ五月十三日一日分貸銀ニ付テハ本月十四日迄ハ

十五日中ニ支拂フモノトス

1 前記牙三項及牙四項ニ規定スル特別年者金ノ  
 支拂期日ハ右記ニ依ル  
 (1) 金壹千圓也本年五月末日迄  
 (2) 金壹千圓也本年六月末日迄

以上

昭和十一年五月十三日

帝田内燃機株式會社社長 十澤信之甫  
 取締役 伊藤 猛